

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	8	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入規定 ・ 特例措置の内容 借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。		
関係条文	法人税法第 52 条第 1 項、同法施行令第 96 条第 1 項第 3 号 等		
減収 見込額	[初年度] ▲9,786 (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 一定の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえて引き上げることにより、繰延税金資産の発生抑制及び金融機関の自己資本の強化を図り、より強固な金融システムを構築すること。 (2) 施策の必要性 現行制度上、会計と税務の貸倒損失計上の時期には大きな差異が存在し、税務上損金算入が認められる貸倒れに係る償却・引当の範囲は極めて限定的となっている。特に、借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額（回収不能見込額）は、債権額から担保回収可能額を差し引いた額の 50%と定められているが、実態を見ると、法的手続に入った場合、最終的にはほとんどが回収不能となっている。そのため、実態に即した損金算入割合に引き上げることが必要。 また、金融機関は、会計上の貸倒引当金のうち税務上損金算入できないものの一部を繰延税金資産として資産計上している。本要望が実現すれば、繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加するため、金融機関の自己資本の強化につながる。より強固な金融システムを構築するためにも、実態と乖離した税務上の貸倒引当金の損金算入割合を見直すことが必要。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		
担当者等 (連絡先)	担当課：総務企画局政策課総合政策室（課長）栗田 照久（課長補佐）高田 昌寛 電話：（代表）03－3506－6000 （内線）2721（直通）03－3506－6336 （FAX）03－3506－6267 担当メールアドレス：masahiro.takata@fsa.go.jp		
		ページ	8—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	金融機関の自己資本の強化を図ることを通じて、より強固な金融システムを構築すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	現行制度上、貸倒引当金の計上は、金融機関等を中心に限定された法人のみに認められている。これらの貸倒引当金の計上が認められた法人により、適用されることとなる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本要望により、金融機関が貸倒引当金に関して計上している繰延税金資産が減少し、一方で税額の減少を通じて純資産が増加することによって、金融機関の自己資本の強化につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、貸倒引当金の損金算入割合を、債権毀損の実態を踏まえたものとするものであり、実態に応じた課税上の取り扱いを行うものであることから、適切な課税の見地からも理解を得られる措置である。また、金融機関の自己資本の強化を通じて、政策目的である金融システムの安定確保に資するものである。
ページ		8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 15 年度からの継続要望である。